

災害ボランティア割引制度に関する意見書

日本列島は、大地震や火山噴火、豪雨災害などが相次ぐ「災害の世紀」を迎えています。その救援から復興に至る過程では、家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦礫の処理のみならず、要援護者宅への訪問介護や心のケア、傾聴ボランティアなど福祉的ニーズなども高まってきており、多くの支援者が欠かせません。

しかしながら東日本大震災では、1日当たり推定1万～2万人のボランティアが必要でしたが、実際には集まりませんでした。近年の災害多発は、各地で被災地ボランティア不足を生み出しています。また、今年4月に発災した熊本地震からの復興・復旧のためには、長期間、多数のボランティアを必要とします。

他方、各種の世論調査やボランティアへの調査では、旅費負担が大きくボランティアに行けないという人が圧倒的に多くなっています。「行きたい気持ち」はあるけれど「行けない」のです。

過去の実績から、首都直下地震や南海トラフ沖地震が起きると、1日10万人以上、延べ1,000万人以上のボランティアが必要になることが分かっています。それだけ多くのボランティアを集めようとするならば、近隣からの支援だけでは足りず、遠方からの支援や長期にわたる支援に頼らなければなりません。今の我が国にはこうした大規模災害の被災地に、必要なだけのボランティアを集める環境が整っていません。まずは、彼らの「被災地への移動手段」と「滞在場所」にかかる経費の援助を社会的に図るべきです。

これまで、鉄道会社や航空会社、旅館などの民間企業が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバス運行の支援をしたりするなど、官民ともに、負担軽減のための取り組みを行った事例があります。国はこうした動きをさらに広め、多くの団体が取り組みやすくなる支援のあり方を構築するなど、被災地に必要な人数のボランティアを集めることができる官民協働の社会システムを構築すべきです。

以上の理由から、下記の事項について特別な措置を講じられることを強く要望します。

記

- 1 地震や津波、豪雨などの大規模災害発生時に、被災地に赴く災害ボランティアの交通費や宿泊費を軽減する制度を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月28日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

内閣総理大臣	安倍晋三様
国土交通大臣	石井啓一様
経済産業大臣	世耕弘成様